

防火ダンパーの例示仕様とは

政令において、特定防火設備（防火設備＝防火ダンパー）を国土交通大臣が定めるとともに性能に関する技術的基準を定め、告示においてこの性能を満足する具体的な構造方法を例示仕様として規定したもの。

防火ダンパーの性能規定は

- 1．火災時に煙の発生又は温度の急激な上昇により自動的に閉鎖すること。
（施行令・第 112 条 16 項第 1 号）
- 2．閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性があること。
（施行令・第 112 条 16 項第 2 号）

例示仕様の内容は次の通りである。（構造方法及び設置方法）

- 1．加熱開始後 1 時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造方法とは鉄製で鉄板の厚さが 1.5 ミリメートル以上とする。（告示・第 1369 号第 1 の 2）
- 2．火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖すること。
（告示・第 2565 号第 1 号、2 号）
- 3．火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖すること。
（告示・第 2565 号第 3 号イ、ロ(1)）
- 4．火災により温度が急激に上昇した場合に温度ヒューズと連動して閉鎖すること。
（告示・第 2565 号第 3 号ロ(2)）

- 5．漏煙試験に合格したもの。（告示・第 2565 号）

漏煙試験（告示・第 2565 号別記）

- (1) 試験装置に取付けた試験体が円滑に開閉できることを確認した後閉鎖状態にして試験を行なう。
- (2) 試験体に圧力を加え、試験体の両面における圧力差を 1 平方メートルにつき 2 キログラムとして 3 回の漏気量を測定する。
- (3) (2)の測定結果は、標準状態(20℃、1 気圧)における単位面積・単位時間当たりの漏気量に換算して表示する。
- (4) 判定
すべての測定値が、毎分 1 平方メートル当たり 5 立方メートル以下であるものを合格とする。

- 6．温度ヒューズは規定の試験に合格したもの。（告示・第 2563 号第 2 号八(1)）

試験方法（告示・第 2563 号別記）

- (1) 試験体は、火災時の火煙の流動状態を考慮して試験装置に取付けるものとしかつ、連動閉鎖装置には、実際の場合と同様の荷重を加えること。
- (2) ダクト内の空気をバイパスを通して循環させつつ加熱し、その空気が 50 度（ボイラー室、厨房等に設ける温度ヒューズにあつては、公称作動温度より 10 度低い温度)に達したときに、当該空気を風速毎秒 1 メートルで 5 分間試験体にあて、その作動の有無を試験すること。
- (3) (2)と同様の方法でダクト内の空気を加熱し、その空気が 90 度(ボイラー 室、

厨房等に設ける温度ヒューズにあつては、公称作動温度の 125 パーセントの温度)に達したときに、当該空気を風速毎秒 1メートルで試験体にあて、それが作動するまでの時間を測定すること。

(4) 判定

試験体のすべてが、(2)において作動せず、かつ、(3)において 1分以内に作動するものを合格とすること。

- 7 . 防火設備（防火ダンパー）の開閉及び作動状態を確認できる検査口を設ける。
（告示・第 1376 号第 3）
- 8 . 主要構造部に堅固に取り付ける。（告示・第 1376 第 1）
- 9 . 天井、壁等に一边の長さが 45 センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口を設ける。（告示・第 1376 第 3）
- 10 . 防火区画の近接する部分に防火設備（防火ダンパー）を設ける場合は、貫通部分は厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板、又は鉄鋼モルタル塗りその他の不燃材料で被覆する。（告示・第 1376 第 2）